平成２５年（フ）第２６５号
堺市西区浜寺昭和町１丁82番地２　浜寺団地４―301号
破産者　姫野　久子（旧姓久保）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０２号
堺市堺区京町通４番20号
破産者　金正　照子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
兵庫県川西市加茂１丁目７番６号
破産者　角野　幸男（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
兵庫県川西市加茂１丁目７番６号
破産者　角野恵美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
兵庫県宝塚市泉町３番２―203号
破産者　執行　祐司
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
兵庫県伊丹市野間北４丁目１番９―384号
破産者　青枝　孝弘
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目18番３―505号、前住所兵庫県宝塚市末成町36番６号
破産者　髙見　浩昭
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
兵庫県小野市西脇町315番地の２、前住所兵庫県小野市粟生町1842番地　粟生宿舎３号棟402
破産者　工藤　末光
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４８５号
奈良市大安寺２丁目11番２―303号
破産者　岡本　浩次
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３９号
奈良県桜井市大字豊田321番地
破産者　谷本　和馬
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
佐賀県小城市牛津町上砥川135番地
破産者　下野　貴美
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
佐賀県佐賀市木原３丁目11番10号　北川荘１階東側
破産者　瀬戸幌製作所こと　瀬戸　重雄
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
長崎県壱岐市石田町筒城西触682番地
破産者　音嶋　敏子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第５号
長崎県壱岐市石田町筒城西触682番地
破産者　音嶋　正吾
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第６号
長崎県壱岐市勝本町東触2588番地、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町初山東触264番地
破産者　村井　啓太
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第１０号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別16番地の25
破産者　伊藤　好史
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第３５号
群馬県みどり市大間々町大間々1703番地１
破産者　笹口　晴美
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４３９号
山梨県甲府市住吉３丁目25番19号、開始決定時の住所山梨県南巨摩郡富士川町小室2587番地
破産者　大森　菊雄
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
静岡県御殿場市新橋894番地の１　パヒューム205、住民票上の住所静岡県藤枝市西方1086番地の３
破産者　前島　圭吾
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部